

1 公務員給与関係

第1表 公務員の適用俸給表別人員，平均年齢，平均経験年数

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全俸給表	289,949	41.0	19.9
行政職俸給表(一)	169,697	40.3	19.1
行政職俸給表(二)	5,882	48.1	27.5
専門行政職俸給表	7,864	41.7	19.7
税務職俸給表	53,375	41.8	21.4
公安職俸給表(一)	20,089	42.1	20.8
公安職俸給表(二)	22,483	41.4	20.1
海事職俸給表(一)	219	44.6	23.5
海事職俸給表(二)	408	42.4	24.4
教育職俸給表(一)	124	46.3	22.6
教育職俸給表(二)	123	46.2	22.3
研究職俸給表	1,689	43.9	19.9
医療職俸給表(一)	1,313	45.6	19.6
医療職俸給表(二)	961	42.2	19.0
医療職俸給表(三)	4,402	37.5	14.9
福祉職俸給表	265	40.3	16.5
指定職俸給表	819	54.8	31.2
特定任期付職員俸給表	164	38.6	-
第一号任期付研究員俸給表	23	38.8	-
第二号任期付研究員俸給表	49	34.0	-

(注) 1 新規採用者(6,477人)，再任用職員，在外公館に勤務する職員等は含まれていない。(以下，第12表までについて同じ。)

2 全俸給表欄の平均経験年数には，特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 特定任期付職員俸給表とは，「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」第7条に定めるものを，第一号任期付研究員俸給表及び第二号任期付研究員俸給表とは，それぞれ「一般職の任期付研究員の採用，給与及び勤務時間の特例に関する法律」第6条第1項及び第2項に定める俸給表をいう。(以下，第2表及び第12表について同じ。)

第2表 公務員の適用俸給表別，学歴別，性別人員構成比

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

区分 俸給表	計	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
		大学卒	大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全俸給表	100.0	43.3	3.4	13.6	42.4	0.8	84.7	15.3
行政職俸給表(一)	100.0	46.1	3.5	12.5	41.3	0.1	84.4	15.6
行政職俸給表(二)	100.0	4.5	-	6.2	68.4	20.9	70.3	29.7
専門行政職俸給表	100.0	47.2	15.2	38.2	14.4	0.2	87.6	12.4
税務職俸給表	100.0	37.4	0.6	4.2	58.5	0.0	86.9	13.1
公安職俸給表(一)	100.0	45.3	0.6	5.5	48.2	1.1	94.2	5.8
公安職俸給表(二)	100.0	39.7	1.8	31.9	26.8	1.6	91.0	9.0
海事職俸給表(一)	100.0	34.7	-	22.8	28.8	13.7	98.6	1.4
海事職俸給表(二)	100.0	1.0	-	16.4	58.3	24.3	99.3	0.7
教育職俸給表(一)	100.0	88.7	50.0	11.3	-	-	75.0	25.0
教育職俸給表(二)	100.0	67.5	6.5	26.8	5.7	-	82.1	17.9
研究職俸給表	100.0	96.4	69.1	1.4	2.1	0.1	84.5	15.5
医療職俸給表(一)	100.0	100.0	22.3	-	-	-	86.6	13.4
医療職俸給表(二)	100.0	39.2	3.0	59.1	1.6	0.1	70.9	29.1
医療職俸給表(三)	100.0	12.3	0.3	79.0	8.7	-	7.5	92.5
福祉職俸給表	100.0	79.6	3.0	14.0	6.0	0.4	57.7	42.3
指定職俸給表	100.0	99.4	12.6	-	0.6	-	98.7	1.3
特定任期付職員俸給表	100.0	98.8	17.1	-	1.2	-	82.9	17.1
第一号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	100.0	-	-	-	82.6	17.4
第二号任期付研究員俸給表	100.0	98.0	95.9	-	2.0	-	69.4	30.6

(注) 1 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を，短大卒には高等専門学校卒業者を含む。
2 構成比は，それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

第3表 公務員の平均給与月額

その1 給与種目別平均給与月額

(国家公務員給与等実態調査)

区分 給与種目	行政職俸給表(一)適用職員		全 職 員	
	平成17年	平成16年	平成17年	平成16年
	円	円	円	円
俸給	329,728	327,555	347,070	344,775
扶養手当	12,142	12,232	12,779	12,940
俸給の特別調整額	11,668	-	10,815	-
調整手当	21,553	21,962	22,818	23,276
住居手当	3,392	3,312	3,231	3,178
通勤手当	-	12,520	-	12,058
その他	3,609	3,532	4,254	4,175
合計	382,092	381,113	400,967	400,402

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。
 2 調整手当には、異動保障によるもの、研究員調整手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当を含む。
 3 その他は、初任給調整手当、特勤手当等である。
 4 行政職俸給表(一)5級以下の職員(平均年齢33.8歳)の平成17年における平均給与月額は、293,724円(俸給264,256円、扶養手当7,912円、俸給の特別調整額50円、調整手当14,689円等)となっている。
 5 平成17年の平均給与月額は、官民比較の給与種目の見直しに伴い、俸給の特別調整額を加え通勤手当を除外した額である。

その2 行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、平均年齢

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

本 府 省		管 区 機 関		府 県 単 位 機 関		その他の地方支分部局		施設等機関等	
平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
円	歳	円	歳	円	歳	円	歳	円	歳
424,441	39.1	396,340	41.3	382,242	42.2	359,506	39.7	356,391	38.3

- (注) 1 平均給与月額とは、上表に掲げる給与種目の合計額である。(各区分の平均給与月額は、上表の382,092円の内訳である。下表について同じ。)
 2 管区機関とは、管区警察局、地方厚生局、地方農政局等の数府県の地域を管轄区域とする機関、府県単位機関とは、地方法務局、都道府県労働局等の1府県の地域を管轄区域とする機関、その他の地方支分部局とは、管区機関、府県単位機関以外のものをいい、施設等機関等とは、刑務所等の機関をいう。

その3 行政職俸給表(一)の地域区分別平均給与月額、平均年齢

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

北海道・東北		関東甲信越		うち東京都		中 部	
平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
円	歳	円	歳	円	歳	円	歳
366,830	40.3	394,719	39.6	410,283	39.1	375,515	40.9
近 畿		中国・四国		九州・沖縄			
平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢		
円	歳	円	歳	円	歳		
380,038	40.5	369,692	41.1	373,966	41.2		

- (注) 地域区分のうち、北海道・東北とは、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を、関東甲信越とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県を、中部とは、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県を、近畿とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県を、中国・四国とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県を、九州・沖縄とは、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県をいう。

第4表 行政職俸給表(一)の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均俸給額

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均俸給額	人 員	平均俸給額
		人	円	人	円
計		68,994	309,574	84,127	347,363
1年未満		1,799	177,963	648	142,036
1年以上 2年未満		2,448	183,830	621	146,348
2年以上 3年未満		3,128	190,666	636	151,697
3年以上 5年未満		6,217	202,541	1,093	161,794
5年以上 7年未満		6,063	222,737	1,309	180,920
7年以上 10年未満		9,186	253,693	2,769	205,589
10年以上 15年未満		13,167	308,260	12,499	247,815
15年以上 20年未満		10,423	364,296	12,219	305,794
20年以上 25年未満		8,010	415,544	13,768	356,090
25年以上 30年未満		5,563	448,081	13,142	397,893
30年以上 35年未満		2,498	457,359	12,403	424,415
35年以上		492	472,543	13,020	440,137

(注) 人員及び平均俸給額は平成17年4月1日現在のものであるが、経験年数階層の分類は同年1月15日現在の経験年数(端数切り捨て)としている。(例)前歴のない平成16年4月1日採用者は、経験年数階層1年未満に区分されているが、俸給額は昇給後の額となっている。

第5表 公務員の扶養親族数別人員

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

区 分	該 当 職 員 数	扶 養 親 族 数		
		うち 扶養親族である 配偶者を有する者	うち 扶養親族である子 を有する者	うち 配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
	人	人	人	人
1 人	50,316	32,803	13,614	3,899
2 人	48,717	33,690	45,856	3,631
3 人	51,892	46,923	51,411	2,796
4 人	16,671	15,681	16,656	2,587
5 人	2,727	2,523	2,727	1,313
6人以上	543	515	543	388
計	170,866	132,135	130,807	14,614

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、1.3人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、21,685円である。

第6表 公務員の俸給の特別調整額の支給状況

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

職員の区分	区分 (支給割合)	1種	2種	3種	4種	5種	本府省 課長補佐等	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	機関等	(25%)	(20%)	(16%)	(12%)	(10%)	(8%)		
	本府省	課長	室長				課長補佐		
	管区機関	局長	部長		課長				
府県単位機関		機関の長	部長		課長				
受給者		人 2,728	人 4,301	人 6,044	人 17,937	人 12,731	人 10,972	人 54,713	円 57,312

第7表 公務員の調整手当の支給状況

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

区分	調整手当 地域区分	計	甲 地			乙 地	非支給地
			12 %	10 %	6 %		
人員 (構成比)		人 289,949 (100.0%)	人 64,434 (22.2%)	人 48,860 (16.9%)	人 17,095 (5.9%)	人 37,266 (12.9%)	人 122,294 (42.2%)
平均手当月額		円 22,818	円 45,299	円 37,321	円 28,043	円 17,221	円 6,154

- (注) 1 平均手当月額には、異動保障によるもの、研究員調整手当及び暫定筑波研究学園都市移転手当を含む。
2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない。

第8表 公務員の住居手当の支給状況

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

区分		調整手当 地域区分	計	甲 地	乙 地	非支給地
受 給 者			人 62,856	人 32,406	人 7,733	人 22,717
借 家 ・ 借 間	手当月額11,000円 未満の受給者		116	37	6	73
	手当月額11,000円以上 27,000円未満の受給者		9,643	2,312	1,160	6,171
	手当月額27,000円 の受給者		23,569	14,368	2,339	6,862
	小 計		33,328	16,717	3,505	13,106
自宅(手当月額2,500円の受給者)			29,528	15,689	4,228	9,611
借家・借間居住者のうち手当受 給者1人当たり平均手当月額			円 25,621	円 26,332	円 25,620	円 24,715
配偶者の居住する借家・借間			受 給 者 人 725	手当受給者1人当たり平均手当月額 円 12,583		

第9表 公務員の通勤手当の支給状況

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

区分		調整手当 地域区分	計	甲 地	乙 地	非支給地
受 給 者			人 242,776	人 118,083	人 32,034	人 92,659
	交通機関等のみを 利用する者		159,814	107,083	22,155	30,576
	交通用具のみを 使用する者		70,959	6,587	7,988	56,384
	交通機関等と交通 用具を併用する者		12,003	4,413	1,891	5,699
交通機関等に係る 手当月額(受給者平均)			円 16,525	円 16,584	円 14,842	円 17,456
交通用具に係る 手当月額(受給者平均)			円 6,619	円 4,990	円 5,257	円 7,098

第10表 公務員の平均年間超過勤務時間数

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

区 分	計		
	本 府 省	本府省以外	
平均年間超過勤務時間数	時間 227	時間 345	時間 209

(注) 平均年間超過勤務時間数は、平成17年1月15日現在の在職者のうち、平成16年中の全期間において超過勤務手当の対象となった者1人当たりの同年1年間の超過勤務時間数である。

第11表 公務員の都道府県別在勤人員及び構成比

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

都道府県	在勤人員(構成比)	都道府県	在勤人員(構成比)	都道府県	在勤人員(構成比)
北海道	18,624人(6.42%)	石川県	2,993人(1.03%)	岡山県	4,027人(1.39%)
青森県	2,686人(0.93%)	福井県	1,701人(0.59%)	広島県	7,713人(2.66%)
岩手県	2,395人(0.83%)	山梨県	1,453人(0.50%)	山口県	2,997人(1.03%)
宮城県	7,310人(2.52%)	長野県	3,358人(1.16%)	徳島県	1,738人(0.60%)
秋田県	2,409人(0.83%)	岐阜県	2,955人(1.02%)	香川県	3,967人(1.37%)
山形県	2,485人(0.86%)	静岡県	4,742人(1.64%)	愛媛県	2,683人(0.93%)
福島県	3,122人(1.08%)	愛知県	13,456人(4.64%)	高知県	1,922人(0.66%)
茨城県	4,682人(1.61%)	三重県	2,819人(0.97%)	福岡県	11,362人(3.92%)
栃木県	2,895人(1.00%)	滋賀県	1,768人(0.61%)	佐賀県	1,980人(0.68%)
群馬県	2,844人(0.98%)	京都府	5,083人(1.75%)	長崎県	3,307人(1.14%)
埼玉県	10,453人(3.61%)	大阪府	18,868人(6.51%)	熊本県	4,619人(1.59%)
千葉県	8,354人(2.88%)	兵庫県	8,343人(2.88%)	大分県	2,383人(0.82%)
東京都	70,027人(24.15%)	奈良県	1,790人(0.62%)	宮崎県	2,102人(0.72%)
神奈川県	9,737人(3.36%)	和歌山県	1,990人(0.69%)	鹿児島県	4,048人(1.40%)
新潟県	5,016人(1.73%)	鳥取県	1,778人(0.61%)	沖縄県	5,033人(1.74%)
富山県	2,133人(0.74%)	島根県	1,799人(0.62%)	計	289,949人(100.0%)

第12表 公務員の適用俸給表別，級別，号俸別人員

行政職俸給表(一) (他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-	-	18	6	1
2		856	517	69	17
3	318	2,799	1,907	299	180
4	622	3,165	3,471	558	234
5	589	3,290	3,720	1,198	162
6	943	1,607	4,246	1,988	147
7	864	322	4,657	2,953	263
8	386	114	3,823	3,962	455
9	86	35	2,895	4,091	601
10	20	8	2,100	3,597	862
11	3	4	713	3,200	1,114
12	1	1	149	2,821	1,664
13			76	3,259	2,068
14			45	2,838	2,110
15			13	1,552	2,731
16			24	368	2,387
17			15	165	1,846
18			16	114	1,102
19			16	83	526
20			12	48	223
21			12	40	174
22			16	39	165
23			15	37	82
24			8	34	84
25			10	28	45
26			11	28	48
27			12	25	
28			5	20	
29			9		
30			4		
31			4		
32			3		
わく外			(318,900) 1	(366,500)10 (368,700) 4 (375,300) 1 (397,300) 2 (399,500) 1 (401,700) 1 (410,500) 1	(384,200)44 (386,800)13 (389,400) 3 (392,000) 1 (394,600) 1 (405,000) 1
計	3,832	12,201	28,543	33,440	19,354

- (注) 1 各級内の実線は，当該級の最高号俸の位置を示し，該当人員0の号俸は空欄とした。
 2 「わく外」の()内は，俸給月額(単位：円)を示す。
 3 上記1・2の注は，以下第12表の各表について同じである。

行政職俸給表(二) (機器の運転操作，庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1	-					
2						
3		2				
4		2				
5		3				
6		6				
7		20				
8		29				
9		49				
10	6	63	1			
11	11	88	9			
12	6	103	24			
13	9	153	41			
14	7	162	99			6
15	10	147	103	1	1	19
16	15	128	163	4	7	22
17	17	137	178	17	19	6
18	20	131	208	26	29	3
19	34	110	195	36	45	1
20	41	123	158	47	67	1
21	19	95	115	94	79	
22	12	95	132	85	76	
23	18	100	75	87	58	
24	12	104	66	98	39	
25	18	81	78	97	54	
26	13	102	56	75	29	
27	3	44	29	55	13	
28	6	54	34	56		
29	2	39	23	45		
30	1	26	13	34		
31	1	21	16	27		
32	1	18				
33		12				
わく外	Q37,200) 1	Q79,400)10 Q80,900) 8 Q82,400) 4 Q83,900) 7	Q09,500)13 Q11,300) 8	Q27,100)11 Q29,100) 5	Q51,400) 6 Q53,600) 4 Q55,800) 1 Q58,000) 1	
計	283	2,276	1,837	900	528	58
適用職員数						5,882人

専門行政職俸給表

(植物防疫官, 特許庁の審査官及び審判官, 航空管制官等に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	-						
2	48	9					
3	72	18	1				
4	43	46	9				
5	59	147	33				
6	121	175	101	2			
7	121	247	123	25			
8	147	203	156	75			
9	184	117	144	67			
10	172	118	166	129			1
11	149	62	160	59	3		6
12	139	71	164	90	21	5	8
13	58	34	320	59	28	16	7
14	20	32	197	32	44	21	4
15	9	5	105	73	65	37	4
16	6	1	102	142	44		
17	8		115	197	19		
18	8		131	194	8		
19	3		126	203			
20	2		105	177			
21	6		101				
22	4		143				
23	2						
24	3						
25	4						
わく外	(296,500) 9		(426,900)108	(454,700)191	(491,000)14	(514,700)42	(582,300) 3
	(298,800) 3		(430,300) 44	(458,300)184	(495,100)13	(519,100)32	
	(301,100) 6		(433,700) 15	(461,900) 41	(499,200)19	(523,500)28	
	(303,400) 1		(437,100) 1	(465,500) 11	(503,300)31	(527,900) 4	
	(305,700) 4		(440,500) 2	(469,100) 1	(507,400) 6		
	(308,000) 4						
	(310,300) 3						
	(312,600) 1						
	(314,900) 2						
	(317,200) 1						
計	1,422	1,285	2,672	1,952	315	185	33

適用職員数 7,864人

税務職俸給表

(国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-	-			
2		271	4	1	
3		867	173	2	2
4	247	690	514	13	3
5	252	684	732	491	6
6	249	383	933	1,125	69
7	5	122	1,275	1,543	634
8	1	76	905	1,016	1,550
9		6	191	272	1,193
10		1	30	24	928
11			4	4	592
12			3	5	140
13			4	1	24
14					11
15			1	2	3
16			2		4
17					3
18					2
19				1	
20					1
21					
22					
23				1	
24					
わく外				(376,500) 1	(399,500) 3 (401,900) 1
計	754	3,100	4,771	4,502	5,169

6	7	8	9	10	11
人	人	人	人	人	人
1	1				
9	3	1			
12	2	2			
237	1	10			
527	2	2			
1,011	18	5	3		
1,579	178	7	2	4	42
1,733	699	15	12	3	43
1,245	593	41	8	6	6
1,058	1,141	189		17	4
713	1,251	406		100	3
522	1,278	616	18		
368	1,256	661	119		
178	960	865	228		
61	975	1,227			
18	1,110	1,373			
7	873	1,389			
2	833				
1					
	(467,300)754	(488,600)2,617	(502,500)507	(523,700)281	(582,300) 5
	(470,800)248	(492,200)1,469	(506,400)642	(527,900) 99	(586,900) 2
	(474,300) 21	(495,800) 370	(510,300)166	(532,100) 8	
		(499,400) 4	(514,200) 3		
9,282	12,197	11,269	1,708	518	105

適用職員数	53,375人
-------	---------

公安職俸給表(一) (警察官, 皇宮護衛官, 入国警備官及び刑務所等に勤務する職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	特2	3	4	5
	人	人	人	人	人	人
1	-	-	-	-		
2	3	1		1		11
3	106	3		3	15	2
4	86	1	1	7	18	4
5	107	1	3	34	12	9
6	230	8	5	26	13	11
7	389	28	21	30	28	14
8	567	43	53	33	33	18
9	515	50	43	30	20	29
10	382	44	60	28	30	21
11	333	32	86	48	20	24
12	301	37	85	54	17	28
13	270	126	72	49	25	28
14	282	169	57	41	36	32
15	218	140	61	50	48	31
16	170	138	33	30	42	41
17	128	216	44	26	57	50
18	96	237	36	39	55	52
19	33	197	36	46	40	78
20	8	236	35	46	56	86
21	4	300	45	42	46	63
22	3	351	43	63	44	41
23	2	324	61	47	53	25
24		389	114	61	46	37
25		328	129	65	79	33
26		191	201	92	61	57
27		140	224	200	47	
28		87	222	246	51	
29		48	254	292	62	
30		22	213	361	79	
31		22	138	350		
32		11	133	357		
33		5	96	325		
34		5	64	261		
35		1	42	184		
36		1	38			
37			25			
わく外		(886,000) 1 (993,500) 2	(400,800) 7	(418,500)156 (421,200) 68 (423,900) 14	(429,500)104 (432,300) 14	(435,700)102 (438,700) 69 (441,700) 61 (444,700) 24 (447,700) 1
計	4,233	3,935	2,780	3,805	1,251	1,082

6	7	8	9	10	11
人	人	人	人	人	人
5					
8	8				
4	16	11			
8	1	7			
3	4	2			
7	11	8			
13	7	3		3	
14	5	16	5	3	7
22	13	15	12	38	24
26	14	2	14	15	27
27	30	13	6	1	18
30	37	16	1	3	12
45	20	27		20	11
64	33	38	3		
97	15	43	24		
73	15	63	42		
72	32	70			
51	36	57			
71	49	67			
72	77				
61					
68					
(458,800)47	(467,300)92	(488,600)43	(502,500)37	(523,700)39	(582,300) 2
(462,200)10	(470,800)79	(492,200)52	(506,400)29	(527,900)79	
(465,600) 5	(474,300)66	(495,800)39	(510,300)28	(532,100)73	
(469,000) 2	(477,800)25	(499,400)10	(514,200)22	(536,300)73	
	(481,300)16	(503,000) 7	(518,100)29	(540,500)28	
	(484,800) 4	(506,600) 3	(522,000)30	(544,700)13	
			(525,900) 7	(548,900) 2	
			(529,800) 1		
905	705	612	290	390	101

適用職員数	20,089人
-------	---------

公安職俸給表(二) (検察庁，公安調査庁，少年院，海上保安庁等に勤務する職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-	-			
2		103	38	2	
3	61	376	243	4	2
4	131	403	325	7	
5	116	442	426	28	3
6	109	248	547	259	10
7	65	110	677	419	15
8	57	60	646	415	36
9	49	27	336	443	112
10	4	6	225	421	229
11			162	352	307
12			152	276	430
13			132	291	386
14			115	229	230
15		1	91	226	272
16			88	189	273
17			59	151	257
18			46	133	249
19			58	107	200
20			39	87	168
21			34	64	106
22			30	41	73
23			30	25	
24			26	14	
25			22		
26			16		
わく外			(334,500) 5 (339,600) 1	(383,300) 9 (385,300) 2 (387,300) 1	(409,100)73 (411,500)17 (413,900)15 (416,300) 3
計	592	1,776	4,569	4,195	3,466

6	7	8	9	10	11
人	人	人	人	人	人
3		1			
3	1				
2	3				
4	1				
28	5				
33	7	2	1		
45	12	7	1	1	9
82	29	6	4	1	23
169	37	23	12	1	13
225	16	42	35	13	2
299	13	51	32	69	1
416	28	45	41		
443	58	52	53		
419	81	113	108		
376	116	150			
358	157	185			
323	179	250			
281	281				
227					
277					
(458,800)162	(467,300)258	(488,600)204	(502,500)133	(523,700)94	
(462,200) 48	(470,800)117	(492,200)118	(506,400)110	(527,900)59	
(465,600) 6	(474,300) 52	(495,800) 49	(510,300) 48	(532,100)19	
	(477,800) 5	(499,400) 9	(514,200) 4	(536,300) 6	
4,229	1,456	1,307	582	263	48

適用職員数	22,483人
-------	---------

海事職俸給表(一) (遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶に乗り組む船長，航海士，機関長，
機関士等に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	-	-					
2							
3		3					
4		3					
5		1					
6		2					
7		1	2				
8		2	3				
9		7	3				
10		4	6	2			
11		3	1	3			
12			6	4		1	2
13		7	9	5		5	
14		2	4	8	4	3	
15		3	4	7	4	3	
16		1	5	9	3	1	
17			6	8	9	2	
18			5		1	2	
19		3	4	4	3		
20			4	3	4		
21			3	3	3		
22			1	1			
23			1				
24			1				
25				1			
26							
27							
わく外				(480,300) 1			
計	0	42	68	59	31	17	2

適用職員数 219人

海事職俸給表(二) (船舶に乗り組む職員で海事職俸給表(一)の適用を受けないものに適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1	-	-				
2						
3						
4						
5		2				
6		4				
7		2				
8		7	1			
9	5	4				
10	6	3				
11	6	6				
12	3	14	3			
13		12	2	1		2
14		8	7	3		
15		6	4	3	5	
16		10	6	8	2	1
17		9	12	4	4	
18		9	3	7	2	
19		9	7	3		
20		13	4	2	10	
21		4	4	5	7	
22		2	2	2	9	
23		2	4	6	14	
24		3	4	6	7	
25		3	3	4	2	
26			5	3	5	
27			2	5	1	
28			2	9		
29			6	11		
30			1			
31			1			
わく外		¥10,800) 1	¥45,900) 1 ¥47,700) 2	¥61,000)10 ¥63,200) 4	¥93,100) 2	
計	20	133	86	96	70	3
適用職員数						408人

教育職俸給表(一) (大学に準ずる教育施設に勤務し，学生の教育，学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員等に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4
	人	人	人	人
1	-			
2				
3				
4				
5				
6		1		1
7	1	3		
8	2	3	1	
9	1	2		1
10	3	1	1	1
11		3	1	1
12	3	1	2	2
13	1	3	2	4
14		1	1	2
15	5	1	2	7
16	1	2	4	6
17		3		2
18		1	3	4
19			2	2
20		2	3	1
21		1	1	1
22		1	4	6
23			2	2
24			2	
25			1	
26			1	
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
わく外				(594,800) 1 (599,400) 1
計	17	29	33	45

適用職員数 124人

教育職俸給表(二) (高等専門学校に準ずる教育施設に勤務し，職業に必要な技術の教授を行う職員等に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3
	人	人	人
1	-		
2			
3			
4			
5			
6		3	
7		1	
8		4	
9		5	
10		5	
11		2	
12		6	
13		1	
14		5	
15		6	
16		4	
17		2	
18		5	
19		2	
20		3	
21		7	
22		5	
23		6	
24		8	
25		2	
26		5	
27		7	
28		3	
29		4	
30		7	
31		6	
32		5	
33			
34			
35			
36			
37			
わく外		(469,200) 2 (472,300) 1 (475,400) 1	
計	0	123	0

適用職員数	123人
-------	------

研究職俸給表 (試験所, 研究所等に勤務し, 試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の 級 号 俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1	-	-			
2					
3					
4		1	1		
5		2	4		
6		2	1	1	
7	1	10	9		1
8	1	11	30		
9	1	17	57	8	2
10	3	26	69	22	9
11	4	32	57	33	14
12	3	38	50	36	23
13	2	43	45	51	36
14	3	38	41	42	47
15		29	21	54	56
16		27	13	33	53
17		15	14	25	49
18	1	11	10	8	43
19		12	3	8	48
20		11	3	7	32
21		6	4	12	35
22		6	6	8	23
23		3	5	5	17
24		3	1		
25			1		
26		3			
27		4			
28		1			
29		3			
30					
31					
32					
わく外		(372,800) 4 (375,500) 3 (378,200) 3 (380,900) 1 (386,300) 1		(490,800) 4 (494,600) 3	(581,900) 8 (585,900) 3
計	19	366	445	360	499
適用職員数					1,689人

医療職俸給表(一) (病院, 療養所, 診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号 俸	職務の 級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1		-			
2					
3		1			
4		6	1		
5		12	3		
6		9	5		
7		20	7		
8		37	22	1	
9		31	53		
10		50	51	1	
11		27	77	3	1
12		24	76	14	2
13		27	55	10	3
14		12	59	16	3
15		17	39	33	5
16		11	29	37	9
17		4	22	34	13
18		1	24	26	24
19			13	34	17
20			17	19	24
21			9	13	
22			10	16	
23			8	9	
24			8	12	
		(420,200) 1	(517,500) 7 (520,900) 3 (524,300) 1 (527,700) 1 (541,300) 1	(573,900) 6 (578,000) 2 (582,100) 4 (586,200) 1 (594,400) 1 (606,700) 1 (610,800) 1	(606,900)12 (611,500)10 (616,100) 4 (620,700) 1
わく外					
計		290	601	294	128

適用職員数 1,313人

医療職俸給表(二) (病院, 療養所, 診療所等に勤務する薬剤師, 栄養士等に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1	-	-						
2		3						
3		13	1					
4		10	1					
5		18	4					
6	1	19	2					
7	4	15	8					
8	10	16	4					
9	5	22	7					
10	4	16	7					2
11	1	23	9				1	1
12	5	17	10					2
13	2	19	9	3				
14	1	24	22	4	1			
15		21	19	5	1	2	1	1
16	1	19	11	6	5	5		
17		26	24	8	4	5		
18	1	26	14	19	12	2		
19		20	11	20	8	4		
20	1	16	8	11	7	2		
21		14	12	15	7			
22		13	3	27	2			
23		7	7	15	6			
24		8	16	9				
25			3	10				
26		4	6	8				
27		5	7	7				
28		7	2					
29			2					
30			4					
わく外		(304,500) 4	(369,500) 1	(388,100) 16	(426,300) 3	(454,700) 3	(497,300) 2	
		(309,600) 1	(373,900) 2	(390,700) 4	(429,700) 3			
		(313,000) 1	(376,100) 1	(393,300) 2				
計	36	407	237	189	59	23	4	6
適用職員数							961人	

医療職俸給表(三) (病院, 療養所, 診療所等に勤務する保健師, 助産師, 看護師, 准看護師等に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	-	-					
2		9					
3		15					
4	1	166	2				
5		333	7				
6	2	259	17				
7	1	210	22				
8	1	210	15				
9		187	17				
10	2	183	33				
11	3	147	27				
12	2	129	21	1			
13	1	110	30	2			
14	1	99	26	2			
15	4	92	26	5			
16	6	75	27	1			2
17	10	85	19	6	1	2	2
18	4	84	26	8		2	
19	8	83	17	5	1		1
20	4	83	11	10	4		
21	3	53	12	12	4		
22	6	51	23	8	4		
23	11	62	11	8	3		
24	9	51	11	13	4		
25	14	55	20	7			
26	8	49	21	20			
27	23	42	14	12			
28	19	39	13	13			
29	30	39	8				
30	15	38	10				
31	16	27	11				
32	18	30					
33	23	23					
34	17	26					
35	16	25					
36	19	15					
37	16	16					
38	14	19					
39	19						
40	11						
41	14						
わく外	(322,000)18 (323,800)10 (325,600) 6 (327,400) 1	(370,700)15 (372,900)17 (375,100) 3	(397,800)20 (400,100) 6	(409,900)23 (412,300)14 (414,700) 8 (417,100) 2	(430,300) 4 (432,800) 2 (435,300) 2		(512,200) 1
計	406	3,254	523	180	29	4	6

適用職員数 4,402人

福祉職俸給表 (身体障害者更生援護施設，児童福祉施設等に勤務し，入所者の指導，保育，介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号 俸	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3		1				
4		7				
5		2				
6	3	3				
7	6	11				
8	14	6	2			
9	7	2				
10	7	7	1	2		
11	6	3	2			
12	12	3	4	1		
13	1	7	1	4		
14	3	7	4	12		
15	4	1		3		
16	1			8	2	
17	1	8	1	5		1
18		3		2	3	
19		4	3	3	3	
20				3	5	
21		4	1	2	4	
22		1		4		
23				1		
24				9		
25		2				
26	1					
27						
28	1					
29	1	1				
30	1					
31						
32	2					
33						
34	1					
35						
36						
37						
38						
39						
わく外				(430,600) 6 (434,100) 3 (437,600) 1 (441,100) 3	(454,700) 1	
計	72	83	19	72	18	1

適用職員数 265人

指定職俸給表（事務次官，外局の長，本省の局長，規模の大きい試験所，研究所，病院又は療養所の長等の官職を占める職員に適用）

号	俸	人	員
			人
1			
2			
3			
4			2
5			210
6			336
7			141
8			72
9			23
10			18
11			17
		適用職員数	819人

特定任期付職員俸給表（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用）

号	俸	人	員
			人
1			19
2			36
3			43
4			48
5			12
6			2
7			1
(1,045,000)			1
(1,177,000)			1
(1,301,000)			1
		適用職員数	164人

第一号任期付研究員俸給表（招へいされて高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事する職員に適用）

号	俸	人	員
			人
1			4
2			9
3			9
4			1
5			
6			
		適用職員数	23人

第二号任期付研究員俸給表（先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用）

号	俸	人	員
			人
1			31
2			16
3			2
		適用職員数	49人

第13表 再任用職員の適用俸給表別，級別人員

(平成17年国家公務員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

俸給表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職俸給表(一)	294		4	-	135	102	50	3			
行政職俸給表(二)	64		31	-	33						
専門行政職俸給表	12	6	6	-							
税務職俸給表	11			-			11				
公安職俸給表(一)	62	2		11	27		5	9	4	3	1
公安職俸給表(二)	34			-	8	10	11	4	1		
海事職俸給表(二)	7		7	-							
教育職俸給表(二)	1		1	-							
医療職俸給表(二)	3		3	-							
医療職俸給表(三)	1	1		-							
俸給表計	489										
60歳	324										
61歳	165										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

俸給表	級計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職俸給表(一)	194			-	41	105	46	2			
行政職俸給表(二)	48			-	48						
専門行政職俸給表	10		10	-							
税務職俸給表	109			-			109				
俸給表計	361										
60歳	185										
61歳	176										